



## 法における共通理解の達成と維持

檜村, 志郎

---

**(Citation)**

コミュニケーション能力の諸相 : 変移・共創・身体化:311-342

**(Issue Date)**

2013-03-08

**(Resource Type)**

book part

**(Version)**

Version of Record

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006621>



## 第10章 法における共通理解の達成と維持

榎村志郎

【要旨】 本章では、まず、社会的相互行為にはそれ固有の共通理解—自然的説明可能性(natural accountability)—を生み出すしくみが内在しているというエスノメソドロジーの視角を説明し、次に「外見による道德性の認定」、「役割の証拠呈示による権利義務の共有理解の達成」、「ストーリーによる規範的情報の保管と伝達」という3つの相互行為に即して、行為者たちがそれらに内在するしくみを通じて法的共通理解を達成・維持しているありさまを記述する。

### 1. はじめに

Harold Garfinkel (2002) は、自動車交通という秩序がいかにしてその秩序の参与者たるドライバーたちによって認識可能なしかたで構築され維持されるかについて、次のように述べている。

「『典型的な』ドライバー、『悪い』ドライバー、『寄せてくる』ドライバー、その他、運転の因果的説明を行うために必要なあらゆる事実として、その人員が〔理解にとって〕接近可能になるのは、交通〔という相互行為〕の作用を通じてにほかならない。[このような] 内生的な人員(endogenous population)こそが、エスノメソドロジーの絶え間のない関心の対象である。内生的な人員を特定するためには、身体ではなく、協調的事物—交通の流れ—から出発しなければならない。会話分析にとっては、会話の無数の事物—大量に、どこにでも存在する—を通じて、その発言者が、典型的で、反復的で、同一のしかたでそれをもう一度行う人員として、接近可能になるの

だ。」(Garfinkel 2002: 93 at note 3) (強調は原文。[ ] は引用者による補足。)

この引用において「内生的な人員」といわれているのは、その秩序の構築と維持に参加する人々ないしその資格をいう。この引用で Garfinkel は、秩序に参加する人々の諸特性について知るためには、秩序そのもの(協調的事物)について知らなければならない、と主張している。この秩序は、平和的であるとか、争いがないとかいう、機能ないし価値をふくむ状態のみを意味するものではない。秩序は客観的に存在するものでなければならない。それらは、デュルケムが社会的事実とよぶものであって、それらは同時に人々の行為の協調された理解可能性であると Garfinkel は主張してきた (Garfinkel 1967: vii)。

本章では、エスノメソドロジの視角に基づき、社会的相互行為を人々の間に何らかの共通理解が達成され維持されている限りにおいて秩序あるものととらえ、そのうえで、人々の能力が、秩序そのものの中に現われるものであること—すなわち、人々の能力が、秩序の産出・維持の現場において、その諸作業を通じて、その諸必要に応じて、特定され、測定されるべきだ—という主張—に経験的基礎付けを与えたい。また、その能力は、個々人の性質としてではなく、場面・行為の参与者としての資格(上の引用で「内生的人員」とよばれているもの)とみなされるべきであるとも主張する (Garfinkel 1967: 57(at note 8))。

本章では、ひとつの型の社会的相互行為としての法的場面への参与を担保するという意味での「相互行為能力」を、法的場面や行為において必要な協調を可能にする理解の達成を中心にとらえる。本章では、このような協調を可能にする理解を「共通理解」とよび、法に参加するために必要な人々の「相互行為能力」は、そうした共通理解を見ることにより研究できるとであろうと考える。すなわち本章では、法的場面の参与者の間に共通理解が成立する場合、それがいかに達成されその成果がその場面の中で維持されるかを検討することを通じて、法的相互行為能力のありようを検討することにした。

具体的には、エスノメソドロジ・会話分析の視角から、本章では2つ

の問題を扱いたい。

第1の問題は、人々が社会的場面に参与したり、共同作業に従事する場合に、それらの場面にとって本質的な共通理解を達成することができるのか、というものである。いうまでもなく、人々がさまざまな社会的場面・機会におこなわれる一言語的または身体的相互交渉などをおこなうことができるための条件にはさまざまなものがある。そうした諸条件のうち、「共通理解」(Garfinkel 1967: 76-77)の達成と維持とよばれるものがある。それは、その「社会的相互行為」においてその時々においてまたはその時々までに何がなされており、何がつぎになされるべきかについて、達成され維持される適切な理解をいう。本章の前半(第2節)では、社会的相互行為がそれ固有の共通理解—自然的説明可能性(natural accountability)—を内在させていること、および社会的場面と行為との、その現場に固有の関係が、共通理解の継続的達成と発展的維持を可能にするしくみであることを、エスノメソドロジー・会話分析の初期の議論を紹介しつつ、主張する。

本章で扱う第2の問題は、「法的」な領域において本質的に生じるいくつかの種類の相互行為(以下では、「法的相互行為」とよぶ)に従事することに特有的にふくまれている種類の共通理解がいかにして達成され維持されているか、という問題である。法は、社会の共通ルールをさだめることにより、秩序ある相互行為を保障しようとするしくみであるといえる。そこで、法的相互行為とは、一般に、社会の共通ルールとして定められているものに照らして具体的な相互行為のあり方を判定し、その相互行為に秩序性を保障するように、従事される相互行為を指すとひとまずいうことができる。

具体的相互行為の共通ルール適合性の判定やそれによるその秩序性の保障はかなり多様な要素からなりたっている。たとえば裁判においては、事実の認定、それへの法的判断、それらに基づく判決のような特定な形式をとる。一般的には、少なくとも、(1)ある相互行為の規範的インプリケーションが観察され、(2)人々の個々の行為(役割遂行)が社会の共通ルールとしての規範や道徳に適合しているかが判定され、(3)その判断の結果を特有的に法的な情報として保管ないし伝達していくことが、なされなければならない。そ

の伝達先のうち、(4)強制力をもつ秩序保障(公式の強制執行制度やその他の強制力行使等)のしくみは非常に重要なものである。

単一の場面や行為によってこれらの諸要素を実現することは困難であり、制度的に連結された複数の場面・行為による系列的達成が必要である。そうした制度的連結は、たとえば裁判制度に見いだされるが、裁判にのみ見られるものではなく、裁判に類似したかたちでのみ見られるものでもない。本章の後半(第3節)では、単一場面を超越する法的共通理解の経験的様相を、「外見による道徳性の認定」、「役割の証拠呈示(ドキュメンテーション)による権利義務の共有理解の達成」、「ストーリーによる規範的情報の保管と伝達」を通じて、議論していくことにする。

結論(第4節)では、つぎのような主張を暫定的におこなう。第1に、特有的に法的な共通理解が指標性をもつこと—共通理解が法的相互行為の具体的場面に本質的に埋めこまれていること—である。第2に、そのような法的共通理解が相互反映性をもって構築されること—共通理解がその相互行為の中でその理解の達成のための本質的条件として作用していること—である。最後に、法的相互行為の「能力」がそのような相互行為の社会的達成であること—法的相互行為に参加する個人の資格が法的相互行為場面の固有内在的な達成であること—である。

## 2. 社会的相互行為における共通理解の達成と維持

### 2.1 日常生活世界における説明可能性

本章では、相互行為能力という現象をとりあげるにさいして、それを発話交換システムの実践として定義されたルール運用の前提たる能力として前もって定義するというアプローチをとらない。社会的相互行為において共通理解が達成されるとはいかなることなのかの解明を通じて、そのもつと必要とされる人々の参与資格とその保障とを解明していくことにしたい。

まず一般的に社会的相互行為に内在する共通理解とは「その参加者がその相互行為を構成する諸行為の意味をその相互行為を遂行するため必要な限度

で理解していること」であるということを確認しておこう。「意味がわかる行為はいかにして可能か」という問題設定は、エスノメソドロジー・会話分析の発展における初期の研究者がかなり共通にとりあげたものである。エスノメソドロジー・会話分析は、あらゆる外界の認識が、共有される方法論に即して、社会メンバーによっておこなわれ、そしてその方法論ないし諸方法は、その認識の対象たる場面や行為の状況の様相として、またその発展的変容のなかで使用されるという特徴をもっていると考え、またその方法論により社会を構成する諸事実が産出されると考える。これと対照的に、通例的社会学においては、社会が個々人をこえて集合的あるいは歴史的に実在しているとの主張が方法的に前提にされている。たとえば、Weber (1913, 1921) は、合理性その他の類型により記述可能な個々人の行為の連続する集積として社会をとらえ、また、Durkheim (1895) は、個々のメンバーにより超個人的なものとして表象される集合的実在として社会をとらえる。これに対して、エスノメソドロジー・会話分析は、そのようなものとしての社会の実在は社会メンバーの方法論的達成としてとらえられるべきものであると主張するのである。

社会が個々の場面をこえて実在性をもつ—そしてそれがたんに社会学者による方法論的措定としてではなく、社会の人々が日々実践する方法論的実践の達成である—とすれば、エスノメソドロジー・会話分析においては、人々がそれをいかにして協調しつつ達成することができるか—方法論の行使の実態—が、経験的解明を要する問題の1つになる。人々がおこなう実践的な共通理解の作業がエスノメソドロジー・会話分析による社会解明における重要課題になるのはこのような研究視角の帰結である。

エスノメソドロジー・会話分析においては、この人々の実践的な共通理解の作業がおこなわれる場面、その相互行為、その過程、その成果は、それぞれ別のものではない。社会の実践的な共通理解が、人々により、いつもその場で、達成されていないとすれば、その場における人々は判断力のない操り人形となってしまう。それは端的に事実ではない (Garfinkel 1967)。Garfinkel (2002) は、この同一性をそなえた場面 = 行為のまとまりという現

象を、アスタリスクを付した「秩序(order\*)」という表現で指示する。また、その解明を再-特定化(re-specification)という表現で指示することがある。この現象は、そのなかにある人々にとっては、すでにひとたびは知られている—自然な説明可能性(natural accountability)を備えている—からである。すなわち、再-特定化というのは、主として、その秩序性が第1次的にはその場面に関与する人々—その秩序の人員(staff)とか仲間(cohort)とよばれ、そうした秩序に埋めこまれている人々の集合が内生的な人員(endogenous population)とよばれるものである—自身によってとらえられており、研究者によるその解明が、その秩序の人員自身による解明と産出に適合するべきものとなるからである(固有適合性の要請)。これと対照的に、日常言語に依存しつつ、それを再定義することによって、対象を解明しようとする、通例的な社会研究は、Garfinkelによれば、形式分析(Formal Analysis)とか構築的分析(Constructive Analysis)とよばれる<sup>1</sup>。そこで、Garfinkelは、エスノメソドロジーの中心的主張(central claim)を、Durkheim(1895)の「社会的事実の客観的存在は社会学の基礎的原則である」という言葉に即して、つぎのように述べている。

不死の通常の世界の社会的事実を作成したり記述したりする自然的説明可能性をもつ作業を特定することが、エスノメソドロジー研究のプログラムの課題である。それらはデュルケムが語っていた秩序の事物なのだ。形式分析的研究がサーヴェイ対象となりうる集団に焦点をあてるのに対して、エスノメソドロジーにおいては、[秩序という]現象の諸作用こそが、それをおこなう人員たちを、他の詳細と並んで表示するのだと、提案される。エスノメソドロジー研究は、デュルケムが語っていた事物を、不死の通常の世界の事物として、発見可能にし、その発見を報告可能なしかたであきらかにする、現世の現実の作業に、その起源、目標、方向、方針、方法、知見の集積、受益者、そしてその帰結と有する(Garfinkel 2002: 92-93)。

以上をまとめると、エスノメソドロジー・会話分析は、基盤的重要性をもつ社会現象としての共通理解が、個々の場面＝行為における人々の寄与を通じて、その場面にふさわしい固有の方法論に従って、達成されるものとみなす研究視角であるということができる。

## 2.2 会話の説明可能性

複数の社会的行為が秩序だって組織されるさまざまな「協調的事物」(Garfinkel 2002: 93 at note 3)としての社会的相互行為の単純な一例は、挨拶交換である。初期のエスノメソドロジー・会話分析の諸研究を注意深く読むと、会話分析の方法論的基礎は、会話の秩序性が一定の研究方法として前もって定義される社会学の「方法」のもとで実在することではなく、この秩序性がまず第一義的に会話者にとっての秩序であると考えられていたこと、また、会話者たちにとって相互理解の集成的機構がその秩序性の中に存在していること、また、それゆえに会話の参加者の誰もが、会話のある種の秩序性に注意をむけるように動機づけられていること、によって保障されていると考えられていたことがわかる。

周知のように、Harvey Sacks は、会話の固有の方法論を見いだすにあたり、つぎの単純な発話交換に若干の注意を向けていた(Sacks 1992: 3)。

A: Hello

B: Hello

普通、この発話交換が挨拶交換として有意義な相互行為であることは、疑われない。また、実際に無数の会話がこのようにしておこなわれている。そして会話をおこなう能力としては、最小限度、このようなしかたで：“Hello”がもちいられることを知っていればよい。挨拶交換の言語的様相には、さまざまな変形がある。挨拶交換の前後に何がなされるべきか、あるいは挨拶交換以外の何をすることができるかについて、さまざまな社会的ルールが存在する(Sacks 1975: 64-69)。しかし、“Hello”の交換をおこなうための基礎的



な実践は、この具体的場面＝行為において次のことを達成することとかなり一致している。

- (1) Aが、最初の Hello の後に、Bが Hello またはその代用物を産出すると、期待すること。
- (2) Aが、最初の Hello の完結時点において、ターンをBに譲り渡すことを申しでること。
- (3) Bが、最初の Hello の完結時点において、間をおかず、Hello またはその代用物を産出すること。

会話分析がこのような秩序性を会話という現象のなかに発見したのだと、主張されることがある。少なくとも会話分析がこのような秩序性を重視しているということは正しい。だが、このような秩序性が研究者ないし観察者によって観察できることから、それが会話の参与者によっても重視される諸様相でもあることが、ただちに保証されるとはいえない。それとは逆に、上に述べたように、会話分析の前提は、その特定の会話の進行のなかでその秩序性が参与者にとって注目されたり、その他のしかたで重視され続ける様相であるという事情にある (Schegloff 2007: 252-257)。

Moerman and Sacks (1988: 183)によれば、

会話における発話者の間の移行の場面は、ことなる発話者のトークの間にギャップもオーバーラップもなく、移行の両側において正確に1人の人だけが話す、というかたちで管理されている。すなわち、2人以上の当事者がかかわっているときにおいてさえ、彼らのトークが広い範囲で変化する長さや構成をもっている場合でさえ、ただ1人ずつの人が移行の両側において話し、移行にさいしてギャップもオーバーラップもないのである。…このことを会話の基盤的様相だと主張することにより、われわれは、ギャップ、オーバーラップや沈黙がたしかにしばしば

起こるということを見ているのではない。しかし、ギャップやオーバーラップのない移行が起こるには、なんらかの作業が必要であることが明らかに示されているので、参加者が典型的にこのことを実現するという事の中で、参加者がその作業のための能力をもっていることが[参加者たちに対して]明示されている。さらに、ギャップやオーバーラップや一時に2人以上が話すことが、次の2つの重要な意味で、違反であることを示すこともできる。第1に、メンバーがこれらの様相への違反としてそれらに注目し、解釈し、修正をおこなう。第2に、違反の多くの場合が正しい発話者移行を達成するまさにそのシステムの帰結であることを示すことができる。

このように、発話者間の滑らかな移行(ターンテイキング)という事実は、会話が相互に以上のような期待を伝達しあうとともに、その共有を検証できるためのメカニズムであるということになる。なお Moerman によれば、本論文は1971年に連名でおこなわれた学会報告に基づくものである(Moerman and Sacks 1988: 180)。

先の挨拶の交換の例でいえば、挨拶を構成する2つのターンの間のスムーズな移行という事実の中で、それを構成する諸特徴の、挨拶行為の参加者による、理解の相互性が、次のように、明らかにされる。

- (1) 「Aが、最初のHelloの後に、BがHelloまたはその代用物を産出すると、期待すること」は、最初のHelloの終了時にAが順番を終結させることによって、明らかにされる。もしAがそうしなければ、Aがその期待をもっていなかったことが、明らかになる。
- (2) 「Aが、最初のHelloの完結時点において、ターンをBに譲り渡すことを申し出ること」は、最初のHelloが1つのターンであることをAが知っていることを明らかにしている。もしそうしなかったら(最初のHelloの後に、言葉をいそいで続けるとか、その他のしかたで言葉を続けるとかして)、Aはその知識をもっていないか、持っているか

してもその知識がここでは有意義でないことが、明示される。

- (3) 「B が、最初の Hello の完結時点において、間をおかず、Hello またはその代用物を産出すること」は、(1) および (2) の A の期待や知識の存在を、B が知っていたり、予期できたり、その他のしかたで、理解していることを明示する。

こうして、Moerman and Sacks (1988) によれば、会話の参加者は、ターンの類型、ターンの進行(開始、展開、終了)に注目することにより、実践的に十分な限度において、他者のターンの「意味」を見いだすよう、動機づけられている。彼らによれば、

正しい順番以降の実現のために必要な、特定の種類の理解は、順番交替がいかに社会的に組織されているかにより決定される。もし、会話において、発話者の順番と発話の長さが前もって会話全体に対して決定されているならば、順番交替が、参加者に対して理解への課題を課する度合いは小さい。[しかし]、アメリカとタイの会話で経験的に見いだされた順番交替のシステムは、それとは違った作用をしている。それらは、これらのシステムがそうあるように働くべきならば、当事者にとって理解という作業がかなり重要になるように働いている。どちらのシステムも、発話の間中その完結がモニターされる必要があるような発話単位をもちいている。また、一度に1人の人が話すというしかたで将来の発話者を選択するというしかたで働いている。そして、それにより、どちらのシステムも、会話の参加者に対して、常に理解と理解の表示という同一の、執拗な (demanding) 期待を課している (Moerman and Sacks 1988: 183)。

会話者と同様に、いかなる相互行為の参加者も相互行為に固有に内在する認識と伝達のしくみを利用する—このことを、自然で、当たり前のこととして実践している。相互行為場面の組織性のなかにこのような相互理解とその

実践的共有のしくみがあり、参加者によってそれが利用されているのである。より詳しく述べれば、相互行為の進行それ自身のなかに、その相互行為の進行に参加する人々により、そのような人々自身にむけて、各参加者のもつ他者への理解の存在と内容がともに、まさに実践的に十分な程度の明証性をもって、開示されるしくみがある。

会話分析が一般的に確認してきたことによれば、発話者は、上にいう「執拗な期待」に応える—発話における語の選択や、順序、口調等のかかなり詳細な諸特徴に、つねに、やすやすと注意をむけ、また、それらの詳細な諸特徴をコミュニケーションの媒体としてもちいている—といえる。

相互行為のなかで達成される共通理解という事実は、挨拶交換や友人間の会話のような日常会話にのみ見られるものではなく、社会生活の全般にわたって、そのそれぞれの秩序性のなかに見いだされるものである。専門的ディスコースの場面には、専門知識体系に基礎をもつ理解を表現したり伝達しあうためのしくみが見いだされる。また、身体的接触や、非衝突的移動などの、身体的相互交流の場面にも、それにふさわしい相互理解のためのしくみが見いだされる。

そこで、エスノメソドロジー・会話分析の観点から法的相互行為と法的共通理解の解明をおこなおうとする場合、ある一定の法的場面・行為に参加して従事する人々が、いかにして、その場面の特有的に法的な性質をその場面・行為のなかで発見し、つくりだし、そしてその理解を共有するかが問題になる。たとえば、次節で見るように、徒歩やパトロールカーで巡回する警察官がながめる街の光景にも、相互理解に役立つ詳細がふくまれている。この場面・行為に固有内在的な相互理解可能性への習熟は、警察官がその職務を遂行するにさいして有意義ないくつかの帰結をもたらす。第1に、具体的場面・行為を自己の参加を通じて構築維持することを可能にする。第2に、その場面・行為に固有に内在する機構の利用を通じてその時々に必要な相互理解が達成される。第3に、その場面・行為をその場面・行為のある典型性のもとに包摂するような—しかし、その具体性からいささかも離れない—しかたで反復しておこなうことを可能にする。第4に、そのような能

力の実践は、その相互行為をおこなうことと同一の場で、同一のこととしておこなわれる。これらの意味で、場面・行為に固有内在的な相互理解可能性への習熟は人員たちにとっての相互行為能力の中心をなしている。

以上を要約すると、エスノメソドロロジー・会話分析の観点から法が研究される時、その説明は、社会学の「方法」に従って法を定義することによってではなく法的な場面・行為に参加する人々がもちいる方法論に即して始められる、ということになる。

### 3. 法的相互行為と法的な共同理解

#### 3.1 法的実践の諸性質

エスノメソドロロジー・会話分析の成果を参照すると、法的相互行為と法的共通理解にはつぎのように要約されうる性質がある(Kashimura 2009)。

- (1) つぎのことが、法の専門家にとっても法の素人にとってもきわめて自明的である。第1に、法的実践は「指標的(indexical)」である。すなわち、それはその実践がおこなわれる状況内の具体的な詳細といつも不可避的に結合しているという、状況内属的性質がある。第2に、それは状況と「相互反映的(reflexive)」である。すなわち、この状況が実践により継続的に再構築されるだけでなく、それに引き続く実践がその再構築された状況の中でおこなわれていくという、循環的ないし反復的性質がある。第3に、法的実践は、一定のクラスの社会的事実の達成(accomplishment)である。それらはつぎの諸事実である。まず第1に、その実践を通じて「間主観性」の達成という実践の問題—すなわちその場面で何が起きており、その場面で何がなされるべきかという問題—に対して、一定の人々の間で共通に抱かれる見方があたえられる。第2に、その実践はこの目的(=間主観性の達成)のために状況の詳細がいかに理解されるべきかを、その同一の状況の詳細として、それらの人々に指示する。第3に、この一定の見方には、本

質的に、ある法的命題、指令、約定などが、その場面に対して当てはまっているとか効力をもっているものとして扱え、という指示がふくまれている。

以上を一言でいうならば、法は、個々の具体的状況の内側からそれに内属するある方法論的実践を通じてその状況自体の継続的發展の過程とその成果として状況依存的に生成され続ける共通理解の様相である。

たとえば、結婚するという共通理解の生成は典型的な法的実践の一例とみることができる。すなわち、結婚式や結婚の約束はその式や約束の中でおこなわれ、その場面をそれとして構築し、その場面の詳細をどう理解するかについての見方をふくむ。さらにその見方には結婚が一定の法にしたがって有効に成立しているという理解がふくまれている。その理解はある社会的事実を、法の適用の結果とみなすこと、あるいはその神秘的な作用力との関係でその社会的事実を理解するという態度をうみだす。法専門家でない一般の人々は結婚の基礎にある法を明確に知っていないことが多いが、それにも係わらず結婚が何らかの既存の法により承認されていることはわれわれの社会生活における日常生活を支配する態度の一部として広く法専門家以外にも受けいれられている。

(2) いかなる法的実践についても、次のことがきわめて自明的だとみなされている。第1に、その法的実践は、その当該の状況を超越して広がる、ある制度的パターンとの連続の一部分であること。第2に、この理解においてもまた、当該状況との関係で、指標性、相互反映性、達成性という性質が(1)の実践と共有されていること。この自明性は、法専門家や法に詳しい素人はより明瞭なしかたで理解しているが、一般の人々も一定の曖昧なしかたで概括的に理解している。

たとえば、結婚するという事実の理解はその関係における財産や意思決定のあり方、子どもを生み育てることのあり方、離婚その他の関係解消にかか

わるあり方について、法が有効にあてはまることの概括的理解をふくんでい  
る。この場合、結婚することは結婚という過程の一要素としての地位を与え  
られる。法的な熟練の1つの特性はその状況の固有な法的な性質の把握が  
つねに当然のこととして一定の状況超越的な展望を多かれ少なかれ明瞭に提  
供することである。

法的実践から生成される社会的事実は以上のことにとどまらないが、こ  
ではふれる余裕はない。しかしつぎのことは一般的に確実である。1つに  
は、エスノメソドロジー・会話分析の視角からは、法的実践は根源的に状況  
にむけて開放された性質をもつと見なされるのであり、そのような見方にた  
つ法への接近がこの種の研究の特性の1つだということである。いま1つ  
には、法的実践はその当該場面・行為が法のもとにあるということとその場  
面・行為の参与者に知らせ、参与者はその結果を自明のこととして受け入れ  
るということである。なお、日常的態度のもとではこのように生成された事  
実の一部が疑われることはあるが、それが全面的に疑われることはない(事  
例研究として、櫻村 2008、2009 を参照)。

通例的な法研究も、理論的にせよ実践的にせよ、1つの状況に法が当ては  
まることの自明性という法的実践のこの達成自体を疑ったり問題視したりす  
ることはない。むしろその替りに、それをさまざまに実践的に利用する—た  
とえば、結婚の届出を受理したり、既婚率を計算したり、あるいは離婚訴訟  
を起こすための原因を調査したり、真実の結婚と偽装の結婚を判別したりす  
る—のである。

これに対して、エスノメソドロジー・会話分析は、この自明性の下に常に  
隠されながらその状況を組織する方法論—その状況を、他者とともにどう観  
察するかなどを自明のものとして指示する—をその帰結とともに再特定化し  
ようとする。この見方によれば、法は特定の具体的な社会的場面から離れて  
抽象的に構築されたり一般的に観念されたりするものではなく、特定の具体  
的場面のなかでその理解に即して生成するものである。法は、あるしかた  
で変容された観点から特定の具体的な場面を理解することのなかで生じてくる  
(櫻村 1989, 1992)。

以下では、そのような法的実践—法的に変容された日常場面の理解—の3つの例を既存の研究に即して簡単に紹介することで、法における共通理解の産出と維持という問題に対するエスノメソドロジー・会話分析による研究の方向を示すことにしたい。

### 3.2 外見による道徳的評定

多くの法はある一定の事実の観察にもとづいて適用される。たとえば、交差点において一時停止の標識の存在が観察されると、一定の方向に進行する車両や人は法に従い停止の義務を負うと理解される。またある人が犯罪をおこなったと観察されると、一定の他の人々に法的サンクションの行使の権限や義務が生じる。このような場合、なにごとかが〈法適用の必要的前提として・公共的に観察可能であること〉が、重要な程度に、法的場面・行為における共通理解となっている。この場合に、停止標識が存在するか犯罪がおこなわれた疑いがあるという観察は純粋な事実の観察ではなく、法的実践をふくむ共通理解の産出である。そこで、事実が公共的に観察されることにかかわる可能性の制御は法的実践をおこなう能力の重要な部分であるということになる。

Sacks (1972) は法適用の条件としての観察可能性に方法論的に対処しなければならない状況におかれたメンバーとしてパトロール行為における警察官を研究した。かれによれば、観察可能性 (observability) が逸脱と関連していることから、警察官は人の外見からその人の道徳的な疑わしさをいかに正しく推測するかという方法論上の問題に直面する。

たとえば街路では、人は他者が提示する外見を彼らへの取り扱いの基礎としてもちいることが求められている (Sudnou 1972 も参照)。同時に、それらの場面に参与する人は他者により外見をそのように使用されうようなかたちで提示することが期待されているし、また他人が自分に対して外見に対して整合的な取り扱いをすることを期待している (Sacks 1972: 281)。

Sacks (1972: 283–284) はこの洞察を基礎として警察官が外見と規範性を切り離す方法 (不整合性手続 incongruity procedure) をもちいると述べる。すな



わち、警察官は、人が提示する外見とその人の内面の道徳性が整合的であるという通常的な期待を、特定の無効化しようとする。不整合性手続の合理性の基礎は社会のなかの人々が彼らの外見を素朴に提示し公共の場でかれらが出会う人々の処遇の基礎として呈示された外見を素朴に採用するように訓練されるということである。このため、人々は他のしかたでは提示することが正当化されていないしかたで、外見を呈示できる能力を悪用するかもしれないと想定することも合理的である。

Sacks は不整合性手続のいくつかの方法論的特徴を指摘する。第1に、この手続には他者の外見を疑うための注目点のリストがふくまれているが、そのリストの機械的な適用はおこなわれないことである。というのは、もし警察が彼ら自身の観察を拘束する一定のリストを作るとしたら、それは犯罪者に対して警察の視線をすりぬけるための外見に関する明確な情報を提供することになるからである。第2に、不整合性手続による推定の結果の検証は次の制度的制約のもとにおかれる。すなわち、裁判所で何が彼に疑惑をもたらしたかに関して警察官が証言し、それに基づいて裁判官(または陪審員)が果たして通常人がそれらの根拠で疑惑を感じるか否かについて考察することで、その推定の適切性が決定されるという制約である。第3に、整合性手続を構成する知識には検証の成功、失敗についてのエピソードが多くふくまれている。第4に、不整合性手続はパトロール行為の諸制約のもとで使用されるという特徴をもつ。Sacks (1972: 285)によれば、

警察官は一定のルートを往復するのであるから、不適合手続を使用するにはまず彼らの受け持ち区域を通常の外見の領域として取り扱うことを学ばなければならない。学ばれた通常の外見はそのもとで受け持ち区域が特定のパトロールのあいだにおこなう観察にとっての背景的期待を構成する。こうした期待のもとで、警察官は表出されている外見が調査に値するという説明の保証しうる根拠とみえるようないかなる些細な変化のあらわれに対しても十分に気づきうるようにならなければならない。

受け持ち区域をパトロールするさいに、警察官は、まっとうと見える人々が実はそれらの人々が従事している可能性がある(概括的に)知られている不正な活動(スポーツ賭博など)に従事していると見ることができ、また、地域の都市生態学的特徴に規範としての重要性を認めることもできる—たとえば、黒人街にいる白人、高級住宅街にいる明白な貧民は、注意と介入の対象となる。さらに、警察官の存在を通常でないこととしてふるまう人は通常でないと見なされる—たとえば、人が警察官に対し「二度見(double look)」という挙動に出た場合には、彼を調べるという。また逆に、そのような注目を目立たせるため警察官はできるだけ通常の期待に即したしかたでその場になければならないと考えられている。

不整合手続の実践は、ある特定の形態での懐疑的志向を社会的場面・行為の詳細として産出する。警察官は、その場面・行為ではこの方法をもちいるとは限らないし、他の法的専門家がこの方法に類似する方法をもちいることもある。しかし、それはパトロール行為の社会的事実性の一部として本質的な重要性をもつのである。

これらは、パトロール警察官だけではなく警察官によるパトロールという活動にかかわる人々—犯罪者、一般の市民—も、その活動に有効にかかわりあうためには、共通してもたなければならない理解であり、その理解はパトロールという場面・行為の詳細を通じて生成、維持、管理されるものである(ミステリー作家による鋭敏な観察として、Waugh, 1991: 139-145. を見よ)。

### 3.3 役割の証拠呈示(ドキュメンティング)による権利義務の 共有理解の達成

法的場面においては、さまざまなかたで道徳性が共有されたり交渉されたりするが、そのさい人的カテゴリーの使用を通じて社会的役割がコミュニケーションの中に関連性ある事実としてもちこまれることがある。そのひとつの重要な方法は、カテゴリー結合的活動(category bound activities)が当面の法制度的課題の解決のためにもちいられることである。

Schenkein (1978) は、顧客の自宅でおこなわれた生命保険セールスマンと

顧客の会話において「保険を売る」ことや、「麻薬を使っている」ことのほめめかしが、会話者のアイデンティティの呈示を通じて、出会いのもつ課題の達成(パーソナルな雰囲気をもつビジネストークをおこなうこと)のためにもちいられているありさまを分析した。ここで、「保険を売る」のは「セールスマン」という人的カテゴリーに結合した活動であり、そこから「セールスマンと顧客」という関係カテゴリーがトークにおいて関連性をもってくる。だが、「麻薬を使っている」ことは「セールスマン」のカテゴリーに結合的でないので、別の関係カテゴリー「親密な個人間の関係」という関連性をうみだす。これらが時間的系列のなかに併存させられることによりこの個別のセールストークの固有性がきわだってくる。同時に、それ自体がある類型性をもつものと感じられてくる。

Watson (1990) は、警察官による自白(ストーリーの語り)の促しが、話しの聞き手(警察官)が「誰か」をきわだたせることをもたらし、その結果、話しの語り手(被疑者)が何をどう語るかについて強い制約を課するという分析をおこなっている。Watson によれば、ある事例では、

被疑者の発話の多くは、聞き手が警察官であるという人的アイデンティティに特定的に対応して設計されているように見える。より特定的には、[それらの=引用者] 発話は『公式性』の多くの様相を組み込んでいるが、それは単なる事前配分システムのもつ一般的な意味での公式性にとどまらず、発話受領者が警察官であること、そして派生的に、同調(compliance)の観察可能な提示をおこなうことに、明示的に向けられたように見える特別の種類公式性である(Watson 1990: 281)。

Pomerantz and Mandelbaum (2005) は、会話における人的カテゴリーの使用についての研究をレビューしつつ、会話において人的カテゴリーが明示的にもちいられる4つの場面を検討して、その会話における局所的課題と役割という規範的事実との微細な関連性を見いだしている。著者たちによれば、「役割」を示す人的カテゴリー—「母親」「友人」「医師」等—が会話の

中でもちいられるとき、会話者は、人的カテゴリーにより構築される適切な「関係カテゴリーの占有者にふさわしい活動、能力、責任、権利および動機についての、共有された、述べられない知識」(Pomerantz & Mandelbaum 2005: 160)を利用して、その場面・行為を達成している。そして、その場面・行為の一さまざまな程度における一成功的達成がこの共有知識(理解)の共有性の検証となっている。

また、Pomerantz and Mandelbaum (2005: 169)によれば、関係カテゴリーが明示的に言及されたり特定の仄めかされたりしない場合でも、関係的な理解の存在が行為への規範的評価に影響をもつ。著者たちの示すデータによれば、親密な関係における役割の占有が実演される一定の活動の記述—他者の活動に継続的に関心をもち続けることや、曖昧な言及から過去の共有された経験を継続性をもって認識して現在の目的のために利用すること—が、関係性を共通に理解する機会を作り出すのである。逆に、これらの活動をおこなわないことは、親密な関係において説明を要する行為<sup>2</sup>を構成するか、関係が継続的でないことの証明の機会となる。

関係的理解の非明示的使用の一例はつぎの場合に見られる。一般に Jefferson and Lee (1980, 1981) のトラブルトークの分析によれば、個人的トラブルの報告の受領者はその報告をさまざまな方法で受領したり、その受領に抵抗したりする。Pomerantz and Mandelbaum (2005) は、この研究から1つの行為系列のパターンをとりあげて分析した。そのパターンとは、まず1人がトラブルについて話し、次にその発話の受領者が共感の表示または支持的定式化をして同調を表現し、ひき続いてトラブルの語り手が感情的にたかめられたあるいは感情解放的なトークでこれに応える、というものである。この最後の感情的につよめられた種類の反応は、受領者によるその直前の同調に特定の関係し、かつそれによって生みだされる。抜粋1では、Eは、自分の皮膚が敏感であることによるトラブルについてBとLに語っている<sup>3</sup>。

(抜粋 1)

E: 私は毎日、2 回もタールを入れたお風呂にはいらないといけないの？

I have to take two tub baths with tar in it every hhhhhhd: y?

B: ええ？

Yea: h?

E: ああ、そして一日 4 回化粧クリームをぬらないといけないし、

Ahhhhh And I have to have ointment oy put on four times a da: y

何秒か紫外線を浴びたら、お尻に注射を

and I'm under: : violet ra: y for a few seconds, a: nd I got a

打ってもらうのは、ビタミン(0.2)A: : 皮膚用の。

shot in the butt of vitamin: (0.2)A: : ski: n.

(0.5)

L: なんとまあ

Jee: sus

E: ロッティー、本当にもう、家をでー だと、たちまちひどく

Lo: ttie, honest to Go: d you know, I just broke out terribly

発疹が出て、だから、わたしはちゃんと、ちゃんと私の足を

a: uh - hhwhen I le - eft ho: me. An: d, I just - just my legs

ちゃんと覆って。

were just covered. hh

Pomeranz and Mandelbaum (2005: 163)は、次のように示唆する。

当初、[E] は、彼女の苦悩の詳細を報告することに焦点をあわすが、同情的、同調的な反応を受領者から得たのちは、彼女に何が起こったかについての、より情感的、極端化された形式を産出する。この同調的受領者に対する「解放」的反応は、相互行為者間の親密な瞬間を構成する。…この親密さの実演は、トラブルの報告者と同調的受領者という 2 者による活動と、それに引き続くより情感的で親密な噴出からなる([ ]

内は引用者による補充。)

このように、会話やその他の相互行為をその具体性において実演することは、その具体的な行為や場面がさまざまな社会的規範との関連において見られ理解されることの指示をふくむ。行為・場面が社会規範に関連性をもつことの共通理解は、間主観的に共有される意味と具体性を産出することにより、その行為・場면을社会の規範的・法的秩序に関連づける。この関連づけの成功を通じてその場面・行為の参加者は、その場面・行為へと規範が妥当していることを証明しあっている。

### 3.4 ストーリーによる規範的情報の保管と伝達

ストーリーは、一群の登場人物による一連の行為を選択的に記述するという内容をもつトークである。また、ストーリーは同一人による複数のターンからなるトークである。このようなストーリーの重要な特徴の1つは、人的カテゴリー、行為カテゴリー、時間カテゴリーその他の記述的カテゴリーが、ひとまとまりとしてしばしば計画的考慮をもってもちいられることである。法的場面においても、ストーリーは頻繁にもちいられる。たとえば、法廷における証言や証拠の提示、審理の結果として認定される事実は、ストーリーとしての形式をもっている。

以下では、2つの研究を紹介しよう。

まず、Pomerantz (1987) は、訴訟の対象となっているある事件をものがたる法廷場面のトークにおいて、人、場所、対象、時間などを特定する表現上の選択を検討した。こうした物語はストーリーの一種であり、当事者と裁判官によって非対称的な立場から共同で構築されるだけでなく、その意味について裁判官がいかに了解したかを知ることが実践的にも制度的にも重要である。

Pomerantz (1987) によれば、それらの諸表現には、「公式的特定化」(official identification) 対「関係的特定化」(relational identification) 特定化 (identification)、および「数」(number) 対「特徴づけ」(characterization) という2つの区

分があるという。完全に公式的な特定化では、言及対象が「脱コンテクスト化」—すなわちそれらの利用される環境との関係から切断—されるよう計画される。関係的特定化はそうでない。たとえば、時の年号による記述は「公式的特定化」であり、「昨年」は、話者の現在に関連して年が特定されている点で、「関係的特定化」である。また、前者は「数」であり、後者は質的表現をもちいるから「特徴づけ」である。量が数で記述されるとき、それは実際の状況の表示と見なされがちであり、それが特徴づけで記述されるときは人の判断に影響されるものとみなされがちである。

Pomerantz (1987) の観察と分析によれば、これらそれぞれの記述の効果は、その場その時によって変異する法廷における制度的な手続的課題(審理の開始における公式性の達成、同情の表示における関係性の強調など)に結びつけられている。

ところで、ストーリーにおける種々のカテゴリー使用に関連性をもつもう1つの重要なストーリーの特徴がある。それは、会話的系列としてのストーリーの終了がその聞き手によるその理解によってもたらされること、また、したがって、ストーリーの終了直後において聞き手によるコメントを通例的に要求することである。

たとえば、Moerman (2003) は、タイ語の会話から、大要抜粋2および抜粋3のようなデータを報告している<sup>4</sup>。

(抜粋2)

#236 Mc: [老女は] 何もいわなかった。[少女は] 教えることができなかった。[彼女は] 尊敬の念がなかった。

[The old woman] didn't say anything. [The girl] was unteachable.

[She] just had no respect.

#237 Ms: そうだ、[彼女は] 何も尊敬しなかった。何を誰が [彼女に] いっても、

Sure, [she] didn't respect anything. Whatever anyone says (to)

[her]

[彼女は] そのままだ。

[she] just stays as she is.

#237a Mc: (もし)[彼女が] 小さいときからこんな風に振る舞うなら、  
成長したら、仏様! (=どうなることやら!)  
(If) [she] acts like this when [she] is small, when she grows  
up, Buddha!

#238 Mx: 仏様! (=まったくだ!)  
Buddha!

...

#241 M: そうだ、かれらはそうしないほどのところまでいった [=彼女には全く教えることができないほどだ]。  
Yeah, they go so far as not doing that [i. e. not teaching [her]  
at all.

(抜粋3)

#182 Mc: ただの自転車、[彼らは] それでもしたくない、乗りたくない、  
そうだろ?  
Just a bike, [they] still don't want, don't want to ride it. Isn't  
that so?

#182b W: 彼らはどうしているのか?  
What are they doing?

#182/4 Mc: [彼らは] ホンダが欲しいんだ、ホンダ、そしてそれを手に  
入れたら、  
[They] want a Honda, Honda, And once (they) have that,  
(彼らは)50c. c. のスズキさえほしがる。  
(they) even want a 50 c. c. Suzuki.

#185 Ms: [彼らは] 速いものだけ使いたがる、そうだろう?  
[They] only want to use fast things, right?



#186 Mc: そうだ。[彼らは] 速さだけ使う。

Yeah, [They] only use speed.

#187 M: そうだ。

Yeah.

この2つの事例では、ストーリーの語り手(Mc)の結語(抜粋2の#236、抜粋3の#182と#182/4)に対して、Msによる同調的コメント(抜粋2の#237、抜粋3の#185)が発せられる。そして、そのコメントには、語り手(Mc)が参加する(抜粋2の#237a、抜粋3の#186)。さらにコメントへの参加が続く(抜粋2の#238、#241、抜粋3の#187)。このように、ストーリーの終結の場は、ストーリーの要点ないし教訓が集合的に確認される場であり、これらの場合、その要点は共通に理解される社会規範にほかならない。

Moerman (2003) は、タイ農村における土地境界紛争解決の話し合いを素材として、裁判所以外においても、ストーリーの語りがもたらす自然的な説明可能性が規範的課題の遂行に結合されていることを指摘している。

(抜粋4)

#87/9 M1: さて、(畑の)頭で、そこの頭で、堤を作った、(私の畑の)周りを

Now, at the head (of the fields), at the head there, I made a dike  
ずっと囲んで、そして、私たちのナン・フィアン、(警察の)  
サエン大佐の(子供の)ナン・

completely around (my fields) and now our Nan Phian, Nan  
フィアンがかれのトラクターを持ち込んで、まさに掘り返した、  
堤を放り返した。

Phian (the son of police) Colonel Saen brought in his tractor  
and just plowed, plowed at the dike.

#89a M2: ふーん

Uh huh. [khap]

- #89b M1: 毎年、(かれは)そうしなかった。(私が)そこに堤を作ってから2年経つよなあ。  
Every year (he) didn't do it. It's been two years that (I've) had the dike there, you see.  
ところが今年には(かれは)トラクターで掘り返す、堤を掘り返す。  
Now this year (he) brings his tractor along to plow, to plow the dike.
- #90 M2: それでは、お前の堤は壊されるだろう。  
Then your dike will be destroyed.
- #91 M1: そうなんだ、完全に壊されるだろう。  
Yes, completely destroyed.
- #92 M2: ええと、その場合(お前は)みんなで(それを)議論しなければならぬ。  
Well, in that case (you) must discuss (it) together.  
堤を作るにはたくさんの金がかかる。  
Building dikes costs a lot of money.
- #93 M1: その通りだ。俺は人を雇ったんだ。  
That's right. I hired people.

#87/9で、M1は、自分が作った堤を他人(ナン・フィアン)がトラクターで掘り返したというストーリーを完結させた。#89aの非同調的な応答を経て、そのストーリーはもう一度、#89bで短く反復されるが、そのさい、ナン・フィアンの行動の違法性を強調するようなしかたで、要点が再定式化される。同時に、この定式化は事実(「堤を掘り返す」)として示されておりその規範的評価が補われる余地を残していたが、まさにその余地が#90のM2のコメントで埋められた。ここで#91で語り手のM1はそのコメントに同調する。#92ではM2はストーリーのさらなるインプリケーションを引き出し、ストーリーを「議論すべき問題」および「金銭的損害問題」としてコメ

ントの対象にする。これに対して M1 が同調する。

かつて法哲学者のラートブルフはいかにして前法的社会的概念が、法的評価をともなう概念へと形成されるかを問題にした (Radbruch 1923/24)。抜粋 4 で展開されるやりとりの過程は人々が社会的事実を共通理解の中で規範的評価をともなう事実へと変容していくありさまを提示している。したがっておそらくラートブルフの提起した問題は経験的に解明できるものである。

ストーリーの語り手は、特定の聞き手がそのストーリーをどう理解したかの検証のためにストーリーの詳細をもちいることができ、ストーリーの聞き手はその検証を予見して語られつつあるストーリーに詳細な注意を向けるよう動機づけられる。規範的共通理解が生みだされるさいのこの論理は、単一のターンが受け手によるその主観的意味の理解を検証するしくみとして働く論理と同一である。

ただ、ストーリーの場合には、単一の発話にくらべて伝達される情報がより複雑なものになりうる。うわさ話、犯罪、法律的事件などがそうであるように、ストーリーは同一内容のものが反復して何度も語られるものである。Sacks は、ストーリーの中にパッケージされる情報伝達が、反復性や普遍性をもつ規範的意味の社会的共有の装置としてとくに適切なものであると示唆した (Sacks 1978)。この理由から、法におけるストーリーの使用の分析はとりわけ興味のある研究課題であるといえよう。

本節では、3つの場面・行為に注目しながら、いかにして法・社会規範が個々の具体的相互行為の内側からその中に埋めこまれた方法論的実践を通じて、またその相互行為自体の継続的発展の過程とその達成として相互反映的に生成され続ける共通理解の様相であるかを、眺めてきた。そうした具体的様相は無数に存在するが、本節では、その中から3つの方法論的実践の類型—外見による道徳性の評定、役割の証拠呈示、会話におけるストーリーの使用—をとりあげて検討したのである。その結果、法的相互行為をおこなうことの中に共通理解産出のためのしくみが組み込まれていること、そのしくみは誰もが見て語るができる様相として存在していること、それらのしくみを利用することができれば法的共通理解を達成することができるこ

と、これらが経験的に研究できる場面・行為の詳細から構成される現象であることが明らかになったと思う。

#### 4. 結論

通例的法社会学によると、法的言説は、「中立性」、「自立性」、「妥当性」などの特徴をもつものとされる(棚瀬 2001: 2)。通例的研究はこれらの特徴を理論的に構築してから研究を始めるのだが、このような特徴をもつものとしてある言説を理論化しつつ理解することにはあまりに問題が多い(樫村 2002)。1 つには、その理論化される理解自体にふくまれる、語り手と聞き手、あるいは書き手と読み手の諸作業が検討の対象にされない。いま 1 つには、その理論化された理解に先行し、誰もが日常的場面・行為の中でさえ見知っている、自然的相互行為における共通理解の達成・維持のための方法論の一大領域をまったく見逃すことになる。本章では、エスノメソドロジー・会話分析による法的場面・行為の研究が、通例的法研究と異なり、この諸作業とそこからうみだされる基盤的かつ具体的な法的理解を経験的に検討するまさにその可能性を開示するものであることを説明してきた。

本章では、法的場面においてその内側からその法・社会規範的性格を共通理解として産出・維持する参加者の作業を素描した。この成果の上になつたならば、こうした作業をおこなう参加者の「能力」は、これらの作業として特定される詳細に即してなりたつたのであり、その中でのみ間主観的に確認されるものであることが示唆される。

以上のようにとらえられた「能力」は、相互行為をその遂行の中で基盤づけるものであるから「相互行為能力」という言葉で表現してもよいであろう。法的能力に限定されるものではないが、本章で明らかにしようとしてきた現象としての相互行為能力は、つぎの性質をもつ。第 1 に、それは、特有的に法的な共通理解が指標性をもつこと—共通理解が法的相互行為の具体的場面に本質的に埋めこまれていること—から、その具体的場面の誰にも見え語りうる諸様相を利用する能力である。第 2 に、そのような能力は自己

展開的である。これは、相互行為の具体性に本質的に結合する共通理解はその相互行為の展開や解釈を規定するものでもあるため、その能力自体が相互反映性をもって構築されること—共通理解がその相互行為のなかでその理解の達成のための本質的条件として作用していること—を意味する。それは、結局、法的相互行為の能力がそのような相互行為の社会的達成であること—法的相互行為に参加する個人の資格が法的相互行為場面の固有内在的な達成であること—に帰する。

このことの実践的インプリケーションは次のことである。法的相互行為能力とは、相互行為の遂行そのものと同一であるような、これらのしくみを利用することで、法的制度を利用することのできる能力であるといえる。この意味で、法的相互行為能力は法的相互行為の遂行と不可分なしかたで存在していると一般に主張できよう。逆に、相互行為への参与への制約—たとえば、ある集団に属する人々の発話その他の行為への軽視や蔑視—は、法的制度がその人々に対して保証する権利等の拒否や制限につながるものが容易に想像できよう。

実際、エスノメソドロジー・会話分析的研究の一分野としての制度的トークの研究は、参与者の目標がより制限され、かつ、制度的に特定のであり、相互行為への寄与の性質にもしばしば制約があり、トークが制度的に、あるいは活動的に特定のな推測枠組 (inferential frameworks) に照らして理解されるような、より制約された発話場面に焦点をあてている (Heritage 2005)。特定の制度的場面は、特定の法的救済のセットに関連している。その救済を動員するために、特定のしかたでの事実記述が必要になる。制度的場面は連続した段階を構成しているので、特定の救済段階では、「将来にわたる」救済とその要件のセットが関連性をもつようになる。

こうした推測枠組みを構成する共通理解には、法的に評価されるものとしての事実の理解そのもののほかに、そのように理解された事実がその当該の理解された状況をこえて広がる状況超越的な制度的パターンの連続の一部分であることがふくまれている。こうした連続は、犯罪通報、請求、相談、捜査、交渉、示談、起訴／提訴、審理、判決、などを通じて発展、変容、維持

されていくもの—事案、権利、義務、名誉、利害など—からなりたつ。法的相互行為能力のエスノメソドロジー・会話分析は、こうした状況超越的パターンとしての法制度的事実が、場面・行為の運動する詳細として、産出・変容されるありさまを具体的に明らかにすることにつながる。

#### 注

- 1 Garfinkelによるエスノメソドロジーの着想とその発展は、2002年以降、かれの初期の著作(Garfinkel 2006, 2008)が出版されるにつれてより深く研究されうる状況になっている。さしあたり、Garfinkel 2006とそれに付されたA. W. Rawlsの解説を見よ。Garfinkelの用語法や記号法は1960年代以来若干の変化を見せている。これらの用語法については、Garfinkel 2002の第1部“*What is Ethnomethodology*”を参照。
- 2 「説明を要する行為」(“accountable action”)は、H. Sacksにより、その行為の受け手が、それについて説明(account)を要求することのできる行為として議論されている(Sacks 1992: 4-5)。
- 3 Pomerantz and Mandelbaum (2005)は、この研究の最終報告書からデータを得ている(Jefferson and Lee 1980)。この研究に基づき出版された論文Jefferson and Lee (1981)に基づくトラブルトーク分析の一部の紹介は、櫻村(1989)にある。なお、本章における会話データの呈示方法は、Jeffersonのシステムによる。たとえば、本文のデータでは“?”は上昇イントネーションを示し、疑問文を意味する記号ではかならずしもない。また、外国語の会話データの呈示方法をめぐる論点については、注4での議論も見よ。
- 4 データはタイ語から英語に翻訳されている。エスノメソドロジー・会話分析において、音声データをどう文字に表示するかは1つの難しい問題である。また、書かれたものであれ話されたものであれ、外国語のデータをどう表示するかは、さらに問題をふくむ。後者においては、単語の順序や種々の文法的要素が、翻訳にさいして、変容されてしまうからである。音声にせよ外国語にせよ、そのままのデータを呈示することは、読み手の便宜を害するが、データを「意識」したりその他のしかたで自然化すると、まさに、詳細を通じて展開する情報と解釈の過程としての構造がデータから失われてしまう。けれども、Moermanの研究成果から読み手はタイ語の会話世界に接近できないかということ、そうでもない。エスノメソドロジー・会話分析の観点からは、いくつかの論点がある。第1に、データに

おける単語とプロゾディー(リズム、強調、抑揚等)の生起とその順序はできるだけ保存されなければならない。第2に、データにおける文法的要素は、話し手にせよ聞き手にせよ、会話をおこなうさいに会話者の展望的予期や回顧的解釈に制約的影響をもつから、明示されなければならない。第3に、発話は、文としての意味や定型的言い回しのもつ意味をふくむが、これも会話者が利用可能な発話の意味だから呈示されなければならない。一般に、今日の会話分析研究の分野的慣習では、この3つの層にわたる情報が各音声発話について呈示される(基本的考え方と日本語データの呈示法について、田中2004を参照)。本文のデータは、第1、第2の層の具体的詳細のいくつか(タイ語の単語、プロゾディー、文法的要素)等に欠けており、十分とはいえない。ただし、英文のデータは、それらを非慣習的方法で保存しようとしていると見られる。結局、本文では、他の英文データと同様、英文のデータを呈示するとともに、引用者の責任において、その日本語による直訳的翻訳を付し、さらに定型的言い回しについて補充することにした。本文の場合、この選択は会話たるデータを自然なものにしてしまうことによって見失われる実践を可視的にとどめたいという理由に基づく。その結果、会話としては読みにくく不自然なものになっているが、「ネイティブな」会話者たちにとってはオリジナルなかたちにおいてはそれが自然なものと思われ、おこなわれているという推測を補って読んでほしい。

#### 参考文献

- Durkheim, Emile (1895) *The Rules of the Sociological Method*. ed. Steven Lukes (New York: Free Press). = エミール・デュルケム『社会学的方法の基準』宮島喬訳(岩波書店、1978年).
- Garfinkel, Harold (1967) *Studies in Ethnomethodology*. Prentice-Hall.
- Garfinkel, Harold (2002) *Ethnomethodology's Program: Working Out Durkheim's Aphorism*. Rowan & Littlefield.
- Garfinkel, Harold (2006) *Seeing Sociologically: The Routine Grounds of Social Action*. Edited and Introduced by Anne Warfield Rawls. Paradigm Publishers.
- Garfinkel, Harold (2008) *Toward a Sociological Theory of Information*. Edited and Introduced by Anne Warfield Rawls. Paradigm Publishers.
- Heritage, John (2005) Conversation Analysis and Institutional Talk. In Kirstine L. Fitch and Robert E. Sanders, eds. (2005) *Handbook of Language and Social Interaction*. Lawrence Erlbaum Associates: 103-147.
- Jefferson, Gail and John R. E. Lee (1980) On the sequential organization of troubles-talk in ordinary conversation. End of grant report to the (British) Social Science Research Council on the analysis of conversations in which 'troubles' and 'anxieties' are

- expressed. (Ref. HR 4802). [Awarded to G Jefferson and J. R. E. Lee, University of Manchester, Oct. 78-Sept. 30.1980]. (Available at Gail Jefferson's Homepage [http://www.liso.ucsb.edu/Jefferson/troubles\\_report.pdf](http://www.liso.ucsb.edu/Jefferson/troubles_report.pdf). Accessed on 23/9/2011.]
- Jefferson, Gail and John R. E. Lee (1981) The Rejection of Advice: Managing the Problematic Convergence of a "Troubles-Telling" and a "Service Encounter". *Journal of Pragmatics*, 5: 399-422.
- 梶村志郎(1989)『「もめごと」の法社会学』弘文堂。
- 梶村志郎(1992)「法律的探究の社会組織」好井裕明編『エスノメソドロロジーの現実』世界思想社：88-110。
- 梶村志郎(2002)「〈書評〉棚瀬孝雄編『法の言説分析』」『理論と方法』17(1): 122-125。
- 梶村志郎(2004)「法現象の分析」山崎敬一編『実践エスノメソドロロジー入門』有斐閣：143-157。
- 梶村志郎(2008)「制度への疑問—ある『警察からの電話』の分析」『現代社会学理論研究』2号：3-13。
- 梶村志郎(2009)「日常と法における事実確定—日常会話と法律相談を素材として—」『青山善充先生古希祝賀論文集・民事手続法学の新たな地平』有斐閣：1049-1071。
- Kashimura, Shiro (2009) Law as Locally Produced Order. A Paper Presented at 82th Annual Meeting of The Japan Sociological Society, at Rikkyo University (October 12, 2009). Available at [http://web.me.com/shiro\\_kashimura/Main/Welcome\\_files/kashimura%20JSS%202009.pdf](http://web.me.com/shiro_kashimura/Main/Welcome_files/kashimura%20JSS%202009.pdf). Accessed on 23/9/2011.
- Moerman, Michael (2003) The Use of Precedent in Natural Conversation: A Study in Practical Legal Reasoning. In Michael Lynch & Wes Sharrock, eds. *Harold Garfinkel* Sage Publications. Vol. 3: 371-393.
- Moerman, Michael & H. Sacks (1988) On Understanding in the Analysis of Natural Conversation. In Michael Moerman *Talking Culture: Ethnography and Conversation Analysis*. University of Pennsylvania Press: 180-186.
- Pomerantz, Anita (1987) Descriptions in Legal Settings. In Graham Button and John R. E. Lee eds. *Talk and Social Organisation*. Multilingual Matters: 226-243.
- Pomerantz, Anita and Jenny Mandelbaum (2005) Conversation Analytic Approaches to the Relevance and Uses of Relationship Categories in Interaction. In Kiristine L. Fitch and Robert E. Sanders, eds. 2005, *Handbook of Language and Social Interaction*. Lawrence Erlbaum Associates: 149-171.
- Radbruch, Gustav (1923/24) Rechtsidee und Rechtsstoff=ラートブルフ、グスタフ 1962 「法理念と法素材—一個のスケッチ—」野田良之訳『法における人間：ラートブルフ著作集第5巻』東京大学出版会：67-80。



- Sacks, Harvey (1972) Notes on Police Assessment of Moral Character. In David Sudnow, ed. *Studies in Social Interaction*. The Free Press: 280–293.
- Sacks, Harvey (1975) Everyone Has To Lie. In Mary Sanches and Ben G. Blout, eds. *Sociocultural Dimensions of Language Use*. Academic Press: 57–79.
- Sacks, Harvey (1978) Some Technical Considerations of a Dirty Joke. In Jim Schenkein, ed. *Studies in the Organization of Conversational Interaction*. Academic Press: 249–269.
- Sacks, Harvey (1992) Lecture 1. In Gail Jefferson ed. *Harvey Sacks: Lectures on Conversation*. Blackwell: 3–11.
- Schegloff, Emanuel A. (2007) *Sequence Organization in Interaction: A Primer in Conversation Analysis I*. Cambridge University Press.
- Schenkein, Jim (1978) Identity Negotiations in Conversation. In Jim Schenkein, ed. *Studies in the Organization of Conversational Interaction* Academic Press: 57–78.
- Sudnow, David (1972) Temporal Parameters of Interpersonal Observation, in David Sudnow, ed. *Studies in Social Interaction*. The Free Press: 259–279.
- 田中博子 (2004) 「会話分析の方法と会話データの記述法」 山崎敬一編『実践エスノメソドロジー入門』有斐閣: 71–84.
- 棚瀬孝雄編 (2001) 『法の言説分析』ミネルヴァ書房.
- Watson, D. R. (1990) Some Features of the Elicitation of Confessions in Murder Interrogations. In George Psathas, ed. *Interaction Competence*. University Press of America: 263–295.
- Waugh, Hillary (1991) The Real Detectives, in his *Hillary Waugh's Guide to Mysteries and Mystery Writing* Writers Digest Books: 132–145.
- Weber, Max (1913) Über einige Kategorien der verstandenen Soziologie. = マックス・ウェーバー『理解社会学のカテゴリー』林道義訳 (岩波書店、1968年).
- Weber, Max (1921) Soziologische Grundbegriffe. = マックス・ウェーバー『社会学の基礎概念』阿閉吉男・内藤莞爾訳 (角川書店、1968年).